

北伊勢工業用水道メールマガジン

平素は北伊勢工業用水道事業の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年3月の「北伊勢工業用水道メールマガジン」を配信させていただきますので、よろしくお願いいたします。

----- 目 次 -----

- ・水源状況
- ・水質検査結果
- ・休止水量申請について
- ・停電を伴う作業のご連絡のお願いについて
- ・工業用水道に関する問い合わせ先

◆◆◆ 水源状況 3月13日 ◆◆◆

施設名	貯水容量 (千m ³)	貯水量 (千m ³)	貯水率 (%)
岩屋ダム(3/13 0時現在)	※36,646	36,646	100
伊坂ダム(3/13 8時現在)	3,716	2,984	80
山村ダム(3/13 8時現在)	1,964	1,596	81

※利水容量。岩屋ダムでは、通年2月20日から5月20日の間は、発電を主体とした放流を行い、3月末に向けて一時的に貯水池容量を低下させ、再び上昇させる運用（Vカット運用）をしています。

2 / 20 ~ 3 / 31 61,900 千m³ ~ 15,000 千m³

3 / 31 ~ 5 / 20 15,000 千m³ ~ 61,900 千m³

5 / 20 ~ 翌2 / 20 61,900 千m³

(参考) 岩屋ダム水源状況

<https://www.water.go.jp/chubu/iwaya/html/suigen/suigen.html>

◆◆◆ 水質検査結果 ◆◆◆

毎月、工業用水の水質検査を実施しており、下記 HP において公表しております。配水管の配置や運用上、お近くの測定点（配水地点）の結果と受水地点での水質が合致しない場合もありますので、参考としてご理解ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/SUISHITU/HP/000067607_00005.htm

三重県 HP（トップ）⇒観光・産業・しごと⇒産業⇒公営企業（水道用水供給・工業用水道・電気）⇒水質管理情報センター⇒水質検査結果

◆◆◆ 休止水量申請について ◆◆◆

次期の休止期間は「令和 5 年 5 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日」となっており、申請期限は「休止期間の初日の二十日前までに」のため、**令和 5 年 4 月 11 日(火)**となります。休止水量を申請される場合は、期限までに「第 16 号様式(第 16 条関係)工業用水使用休止承認申請書」をご提出ください。

休止水量の申請は休止期間ごとに行う必要があるため、次期休止期間において、現期間と同じ休止水量とする場合も、申請が必要となります。なお、休止水量 0m³の場合は、申請していただく必要はありません、申請がない場合は、休止水量 0m³となります。

（参考）様式のダウンロード

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/12650013195.htm>

◆◆◆ 停電を伴う作業のご連絡のお願いについて ◆◆◆

工業用水の受水箇所における停電を伴う作業を実施されるときは、量水装置の調整が必要な場合がありますので、お手数ですが、事前に工水保全課（下記問い合わせ先）へご連絡いただきますようお願いいたします。

◆◆◆ 工業用水道に関する問い合わせ先 ◆◆◆

三重県企業庁 北勢水道事務所 配水運営部 工水保全課
〒510-0075

三重県四日市市安島 2 丁目 7 - 1 5

電話番号：059-351-1562

ファックス番号：059-351-1566

<三重県企業庁 HP>

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/>

三重県企業庁は ISO 9001 を取得しています。



--- 【3月発行担当】 -----

工水保全課 主幹兼課長代理 中里 泰久（ナカサト ヤスヒサ）